

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位: %)

	健全化判断比率			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	・早期健全化基準: 11.25～15% ・財政再生基準: 20%	・早期健全化基準: 16.25～20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算～) 30%	・早期健全化基準: 25% ・財政再生基準: 35%	・早期健全化基準: 350%
大津市	- (11.25)	- (16.25)	1.7	-
彦根市	- (12.06)	- (17.06)	6.6	46.7
長浜市	- (11.64)	- (16.64)	1.5	-
近江八幡市	- (12.55)	- (17.55)	1.5	-
草津市	- (11.92)	- (16.92)	6.6	-
守山市	- (12.62)	- (17.62)	4.5	0.2
栗東市	- (12.77)	- (17.77)	13.3	110.3
甲賀市	- (12.04)	- (17.04)	6.9	56.1
野洲市	- (12.95)	- (17.95)	8.5	66.3
湖南市	- (12.92)	- (17.92)	8.5	22.3
高島市	- (12.64)	- (17.64)	9.5	15.0
東近江市	- (11.76)	- (16.76)	8.8	-
米原市	- (12.95)	- (17.95)	4.8	-
市平均	-	-	5.3 [6.4]	- [24.4]
日野町	- (14.29)	- (19.29)	6.5	55.7
竜王町	- (15.00)	- (20.00)	7.7	-
愛荘町	- (14.47)	- (19.47)	4.4	15.5
豊郷町	- (15.00)	- (20.00)	1.5	-
甲良町	- (15.00)	- (20.00)	10.8	10.3
多賀町	- (15.00)	- (20.00)	7.4	53.2
町平均	-	-	6.3 [6.4]	18.3 [22.5]
市町平均	-	-	5.4 [6.4]	- [23.8]

※()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表す。

※市平均、町平均、市町平均は各比率を加重平均により求めた数値。

なお、[]内の数値は、単純平均により求めた数値。